

香川県文化会館昇降機保守点検業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和6年3月5日

香川県立ミュージアム館長 古沢 保典

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

令和6年度香川県文化会館昇降機保守点検業務

(2) 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(3) 委託業務の概要

香川県立ミュージアム分館香川県文化会館に設置している昇降機（日立製作所製）の保守点検業務

① 保全点検業務対象昇降機の概要

区分	1号機	2号機
製造者	日立製作所	日立製作所
機種	VA2-9-CO60	VAC2-1000-2S45
竣工年月	1966年4月	1966年4月
用途	乗用	荷物用
種別	ロープ式	ロープ式
定格速度	60m/min	45m/min
積載量	600kg（定員9名）	1,000kg
停止箇所	8箇所	4箇所
操作方法	方向性乗合全自動方式	ボタンスイッチコントロール方式

② 保守点検業務内容

ア 乗用エレベータ：遠隔点検により常時、機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を実施する。また、3か月に1回技術者を派遣し点検を行う。

イ 荷物用エレベータ：毎月1回技術員の派遣を行い、適切な点検とプログラムによる整備を行う。

③ その他

- ・対象昇降機において、建築保全業務共通仕様書に含まれない機器・装置についても適切な点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を実施する。
- ・上記保守に必要な消耗品（ランプ・注油用油・ウエス等）の交換等を行う。
- ・保守点検の都度「作業報告書」を提出すること。
- ・一定金額（別途協議）以下の消耗品については、点検業者側の負担とする。
- ・再委託は禁止する。ただし、機器の調整、交換部品の調達等のためには、株式会社日立ビルシステムの協力が必要となる可能性が高いため、この者への一部再委託について、あらかじめ当館からの書面による承認を得て行うことは可能。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出しなくてよい。）
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (6) 技術及び設備を有し、過去において当該業務の種類及び規模を同じくする業務を行った実績がある者
- (7) 香川県内の本店、支店又は営業所に専門技術者が常駐し、故障等緊急時の対応（現場到着）が30分以内に行える者

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）を香川県立ミュージアム分館香川県文化会館に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。（期間内必着）

【持参の場合】

（受付期間）令和6年3月5日（火）から令和6年3月14日（木）まで

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和6年3月5日(火) から令和6年3月14日(木) 17:15まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表示書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表示書を提出した者が2者以上ある場合は、競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約書の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

7 応募・照会先

〒760-0017

香川県高松市番町一丁目10番39号

香川県立ミュージアム分館香川県文化会館 総務担当

TEL: 087-831-1806

FAX: 087-831-1807

E-mail: shitsugei@pref.kagawa.lg.jp

6 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとします。